

公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部 人間ドック補助金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本教育公務員弘済会長野支部会則第5条の四の規程に基づき、人間ドック補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(人間ドック補助金の対象者)

第2条 ・人間ドック補助金の交付を受けることのできるものは、公益財団法人 日本教育公務員弘済会長野支部の教弘保険継続会員(友の会員)であること
・受診時に、教弘保険月掛金 3,000 円以上加入している友の会会員
・受診年度に **62歳以上**で、人間ドックの費用が **9000円(付加検診等は対象外)** を超えていること

(人間ドック補助金の交付額)

第3条 人間ドック補助金の交付額は、年1回 10,000 円を限度とし領収金額とする。

(人間ドック補助金交付の申請)

第4条 交付希望者は、人間ドック受診日より2年以内に人間ドック補助金交付申請書に当該医療機関の領収書(コピー可)を添付して申請する。

(補足)

第5条 この規程に定めるもののほか、人間ドック補助金交付に関し必要な事項は支部長が定める。

※ 人間ドック以外は対象外
(例) ・協会けんぽ健診・健康診断・脳ドック・癌検診
・オプション検査 ・付加健診 等は対象外